

## 論 説

## 多国籍銀行の監督に関するバーゼル・ コンコルダートの変遷と意義

紀 国 正 典

### I. バーゼル・コンコルダートの成立

1990年代になって世界の国際金融体制の安全性と健全性に警鐘を鳴らしたのは、「世界の金融史上最大の不正」と言われる、アラブ系多国籍銀行、バンク・オブ・クレディット・アンド・コマース・インターナショナル（BCCI）が引き起こした金融スキヤンダルであった。

70年代のヘルシュタット危機、80年代のバンコ・アンブロシアーノ事件およびメキシコ債務危機と、ほぼ10年間に繰り返される金融危機であるが、今回も不正が契機になったとはいえ、驚くべき異色の国際的な金融不祥事であった。<sup>1)</sup>

この事件について、現在、金融の国際化が飛躍的に進んだ今日にあっても多国籍銀行業に対する預金保険カバーが弱体であること、さらに多国籍銀行業についての清算手続きを定めた国際ルールが存在しなかったという、国際面の事後的なりリスク管理体制の不備が問題とされている。しかしその前に何よりも、この事件によって深刻に問われているのは、これ程の大規模な不健全経営と不正を事前に規制・防止できなかった世界の金融監督当局の監督責任の大きさであろう。この事態を指して、多国籍銀行業に対する国際的な規制・監督体制が存在しない、あるいは無力であると批判する声が多い。

しかし、国際的な規制監督体制は、ここ20年程に着実に築き上げられつつあ

る。今、必要なのは、この進展過程を振り返り、前進面を率直に評価するとともに、未解決課題について考察を深めることである。この論文はそのような目的に貢献するため、特に多国籍銀行業に対する監督協定、いわゆるバーゼル・コンコルダート、あるいはバーゼル協定と呼ばれる国際協定の発生と発展過程をつぶさに再検討しようとするものである。そしてこの方面的研究と議論が高まる一助になることを願うものである。全訳の資料をこの論文に収納したのもこの意図からである。<sup>2)</sup>

以下、バーゼル・コンコルダート成立の背景から見てみよう。

1960年代になって、新しい金融技術と新しい種類の金融リスクを伴って、クロス・ボーダーの新しい金融業務が目ざましい勢いで成長した。銀行組織が国境を越える多国籍銀行業と取引通貨が通貨発行国を越えるユーロ市場である。先進国の大銀行は、お互いに、自国外の他の複数国に在外支店や多数支配の現地子会社（いわゆる現地法人）の営業拠点網を張り巡らし、それらのネットワークを利用した新しい事業活動を展開するようになった。このような国境をこえた銀行組織の親密な結びつきに加えて、ユーロ市場におけるホール・セル業務や銀行間市場の発展、さらに外国為替市場やユーロ・シンジケート・ローンの発展によって、各国の銀行や金融市場の国際的な結びつきと相互依存関係は、かってない程高まった。ところが、その当時、各国の金融規制と監督体制およびその枠組みさらにその監督技術と方法は従来の伝統的な国内志向のままであった。

一方では、銀行組織と金融市場の国際的相互依存関係は一国レベルの監督範囲をはるかに越える広がりを見せているのに、他方では、それぞれの国の金融監督の対象と認識は国内の範囲に留まっている。この矛盾が激しく国際金融界を揺さぶったのが、1974年の旧西ドイツのヘルシュタット銀行の倒産とユーロ市場の動搖である。為替投機の失敗がその原因であったが、この事件によってそれほど大きくない銀行の倒産であっても、金融の国際的相互依存関係の下にあっては、インターバンク市場を通じて国際的な取り付けに波及しかねないことが明らかになったのである。この危機意識から、先進10ヶ国とスイスの中央銀行総裁は、緊急声明で、ユーロ市場に対して「最後の貸し手」の準備体制が

整ったことを発表し、国際金融界の鎮静化を図った。同時にその声明で、国際金融システムに対する各国監督当局の監視の協力体制が必要であり、このために新しい常設委員会を設置することを宣言した。それがバーゼル銀行監督委員会 (The Committee on Banking Regulation and Supervisory Practices) であり、1974年12月に創設され、1975年2月にスイスのバーゼルで第一回会議が開催されている。なおこれ以降も現在に至るまで年に3~4回の定例会議が行われている。委員会は、国際決済銀行 (BIS) を事務局とし、先進10ヶ国グループ (G-10諸国) にスイスとルクセンブルクを加えた12ヶ国の中銀および金融監督に公的権限を持つ行政当局の代表者によって構成されている。多国籍銀行の監督に関するバーゼル・コンコルダートは、1975年9月に、この委員会で日の目を見たのである。<sup>3)</sup>

バーゼル・コンコルダートは、国際的な性格の協定ではあるものの、国際条約のような法律的強制力をもつものではない。この事情を理解するためには、バーゼル銀行監督委員会の性格と役割を、その出発点に戻って、検討しておかなければならない。

バーゼル銀行監督委員会の性格を考える際に、第一に重要なことは、各国の金融主権と金融制度格差の存在を前提にして、その尊重の上に立って、委員会が創設されたことである。したがって委員会は各国の金融規制・監督制度の国際統合を目的とするものではない。委員会の最初の会議で、各国の金融業務や銀行制度そして監督制度は種々多様であり、それを国際的に共通な一つの制度に調和させることは困難であること、したがってそれが委員会の目的ではないことが、確認されている。委員会の初代議長になったイングランド銀行のブランデンは、例えば英国と米国に同じ監督制度の適用は馬鹿げている、それを行うことは国家制度上の困難に直面する、国内志向の銀行も数多い、国民経済の管理手段である金融の監督権限は国家的特権事項である、などの理由を挙げている。<sup>4)</sup>

第二に、委員会は各国の金融当局の監督権限を吸収した超国家的な規制機関ではないし、それを目標とするものでないこと、それ故みずから監督権限を持つものでないことである。したがってその決定は法的・政治的な強制力を持つ

ものでない。委員会の二代目の議長であるイングランド銀行のクックは、「委員会は公的な超国家的な役割を果たすことに着手しているのでない。その結論は法的強制力を持つことを意図していないし、してこなかった。」という。<sup>5)</sup>

第三に、国際的な銀行業に対する監督責任と実行権限を持つ主体は、依然として各国の金融監督当局であり、それゆえ委員会の果たす役割は国際的な共同合意のための各国当局の連絡と調整機関としてのものとなろう。事前に12ヶ国の監督当局にフィードバックされているであろう委員会の決定は、BISで毎月開催される10ヶ国の中銀総裁の会議に報告され、決定への支持と行動の約束を求められるのである。<sup>6)</sup>

第四に、委員会は国際的な危機管理センターではないことである。国際的なシステム・リスクに対する危機意識が委員会創設の契機にはなったが、問題銀行にたいする早期警戒と危機対策の行動は、関係する金融当局によって行われるべきであることが合意されている。<sup>7)</sup>

第五に、それでは委員会の基本的な目的であるが、それは国際銀行業や国際金融システムに対する規制と監督の有効な方法と技術を研究・開発すること、そしてこの有効な方策に向けて各国の監督制度の改良に指導的役割を果たすこと、および銀行業の国際的な広がりに対応するために各国金融当局相互の緊密な監督協力を進めること、さらにグローバルに機能している単一の国際金融市场に不可欠な条件整備として監督・規制基準の国際調和を目指すこと、最後に、これらの成果を委員会に所属しない他の国の銀行や監督当局に宣伝・普及すること、このようにまとめることができる。

第六に、以上の目的達成に向けた委員会での合意形成の方法は、各国の制度格差と金融主権を考慮し、漸進主義的で寛容なものである。委員会は最も実行可能な大まかな原則やガイドラインを決定・勧告する。さらに各国の銀行・監督制度の研究交流と相互理解そして意見交流に活動の多くを割く。その点で委員会は自らを「国際フォーラム」であると位置づけている。<sup>8)</sup>

このバーゼル銀行監督委員会の最初の、そして緊急の仕事として優先されたのが、バーゼル・コンコルダートの制定であった。

銀行の多国籍化は、親銀行の所在する国の銀行監督当局とその親銀行の支店

や現地法人などの在外拠点を受け入れた現地国の銀行監督当局双方に厄介な問題を投げかける。なお、多国籍銀行業の相互参入が進んでいる先進国では、ある国の銀行監督当局が親銀行監督当局と現地監督当局の双方の立場に係わる場合がある。親銀行監督当局からはその主権の管轄範囲を越えている自国銀行の在外拠点に直接の監督権限は及ばない。もし本国の監督や規制を回避し、より規制の緩い地域のショッピングのために在外拠点が利用されるとすれば、そして在外拠点誘致のための現地監督当局による規制緩和競争がここに加わるとすれば、監督不在あるいは不十分地域が多発する。他方、現地監督当局の立場からは、所在する外国銀行の在外拠点はそれらに経営指揮権を所有する親銀行の支配下にあり、しかも在外拠点は親銀行グループ全体の一部分であるので、その主要な監督責任は親銀行監督当局にあると主張することになる。

これらの「監督上の透き間」を、関係する監督当局の協力・連絡体制によって埋め、重複する監督責任の分担関係を整理しようとするのがバーゼル・コンコルダートの目的である。全文の翻訳資料はこの章の終わりに収納したが、ックのまとめによれば、ポイントは次のようになる。<sup>9)</sup>

- 銀行の在外拠点に対する監督は、現地監督当局と親銀行監督当局の共同責任であるべきである。
- いかなる銀行の在外拠点も監督を逃れるべきでない。各々の国は銀行の在外拠点の監督を確実ならしめるべきである。そして監督は現地監督当局と親銀行監督当局双方から十分と判断されるべきものである。
- 流動性の監督は現地監督当局に第一義的責任がある。なぜなら、銀行の在外拠点は一般に流動性管理について現地の慣行と規制に従わなければならないからである。
- 在外支店の支払い能力の監督は親銀行監督当局に属する。現地法人についての第一義的責任は現地監督当局にあるけれども、親銀行監督当局は自国銀行の現地法人とジョイントベンチャーの与信残高に考慮を払うべきである。なぜならこの点での親銀行の道徳的責任があるからである。
- 実行的な協力関係は、現地監督当局と親銀行監督当局の情報送付によって、そして現地監督当局の管轄下における親銀行監督当局による検査や

親銀行監督当局のための検査を認可することによって、促進されるであろう。これらの協力関係を妨げるであろう法的制限の撤廃に向けて、あらゆる努力が行われるべきである。

バーゼル・コンコルダートにおける最も大きな成果は、「いかなる銀行の在外拠点も監督を逃れるべきでないこと」、および「監督は十分であるべきこと」という二つの基本原則が合意されたことである。そしてこの基本原則の実行のために、第1に、現地監督当局と親銀行監督当局が共同の責任を持つこと、そして第2に、両当局の監督協力関係を促進すること、という二つの行動原則が導かれている。

これらの諸原則は、きわめて明瞭であり、そして重要かつ正当であると思われるが、勧告全体を具体的に検討していくと、あいまい所や不明な部分もある。そもそも、この勧告は大まかなガイドラインであることが明示されており、各国の監督当局の対立する意見や主張を調整するため、不統一な部分が曖昧なまま残されたと予想することもできる。

行動原則の第1は両監督当局に共同の責任を求めるものであるが、コンコルダートを検討する限り、現地監督当局に監督責任の比重が重い内容になっている。それゆえ現地監督当局の監督責任を強化する現地重視の立場から、この勧告が行われたと判断せざるを得ない。例えば、基本原則を説明した文面のすぐ後で、「各々の国がその領域内に所在する外国銀行の在外拠点に対する監督を確実ならしめるべき義務がある」との文章が続いている。さらに次に検討する監督責任の分担関係を見ても、現地重視の立場が窺われる。

両当局の共同責任は、在外拠点のタイプに応じて最も有効な監督を実行できる監督当局に、具体的な監督上の分担関係として割当てられている。その分担関係を図に表したのが、第1表である。

在外拠点の流動性の第一義的監督責任は、現地金融市場の規制と通貨供給の権限を持つ現地監督当局に割当てられている。けだし当然と言えよう。

しかし問題となるのは、外貨建て通貨の流動性についての監督責任が、必ずしも現地監督当局に求められていないし、この点不明瞭であることである。これはすなわち現地におけるユーロ市場の流動性の管理問題のことである。周知

第1表 「コンコルダート」における監督責任の分担関係

| 監督の目的と在外拠点のタイプ                    | 第一 義的 責 任                                 | 補 助 的 責 任   |
|-----------------------------------|---|---|
| 流動性<br>支店                         | 現地監督当局<br>(外貨建て流動性はこの限りでない) <sup>a)</sup> | 親銀行監督当局<br>(本支店間の流動性に関して) <sup>b)</sup>                     |
| 現地法人                              | 現地監督当局<br>(外貨建て流動性はこの限りでない) <sup>a)</sup> | 親銀行監督当局<br>(親銀行の提供した包括的信用供与枠および親銀行の道徳的義務に関して) <sup>c)</sup> |
| ジョイント・ベンチャー                       | 現地監督当局<br>(外貨建て流動性はこの限りでない) <sup>a)</sup> |   |
| 支払い能力<br>支店                       | 親銀行監督当局                                   |   |
| 現地法人                              | 現地監督当局                                    | 親銀行監督当局<br>(親銀行が道徳的義務を持つことから、在外拠点の与信残高に関して)                 |
| ジョイント・ベンチャー                       | 現地監督当局                                    |   |
| 外国為替持高 <sup>d)</sup><br>流動性・支払い能力 | 上に同じ                                      | 上に同じ  |
| その他の監督目的<br>(国際収支、金融秩序)           | 現地監督当局                                    |   |

注) Pecchiali R. M., *The Internationalisation of Banking : The Policy Issues*, OECD, Paris, 1983, P. 102, の第4表を参考に、コンコルダートの内容に厳密に則り加筆修正して作成。

a.) はその表に新たに加えた。b.) には「外貨建て流動性の管理」が盛り込まれていたが、削除した。c.) については「道徳的義務に関して」を加えた。d.) は新たに付け加えた。

のように、ユーロ市場では現地における準備率規制等が存在しないことで国際的な自由市場として機能している。そしてこのようなユーロ市場を現地に育成することで現地国には大きな利益がもたらされている。しかし通貨供給権限は、現地監督当局には無く、その通貨の本国当局にある。このような事情が考慮され、現地監督当局に監督責任を一義的に求めないことになったのではないかと思われるが、それでは基本的な監督責任はどこに所在するのか。親銀行監督当局に求めるのも困難であろう。親銀行監督当局の国が、ユーロ市場の取引通貨の本国と同じであるとは限らないからである。例えば日本の現地法人がロンドンでユーロ・ドル取引をする場合などである。この点、コンコルダートは明快な回答を語ってはくれない。外貨建て通貨市場は国際金融市場の大きな部分を占めている。しかも多国籍銀行業は在外拠点を通じてこの市場で銀行業務の多くを行う。その監督責任の所在が曖昧なままでは、多国籍銀行業の監督方策として大きな落ち度となろう。

親銀行監督当局には、在外拠点の流動性を支援する親銀行の責任についての監督が、要求されている。

ところで、コンコルダートは、中央銀行の「最後の貸し手」責任についての合意ではないし、それを意図したものでないことを、クックは指摘する。<sup>10)</sup> 次の章で検討する改訂バーゼル・コンコルダートでは、それが勧告に明記されている。つまり流動性の監督についての現地監督当局の責任は、「最後の貸し手責任」に直結するものでない。しかし、在外拠点が流動性不足になったときの最後の救済は、通貨供給権限があり、しかも監督責任もあった現地監督当局以外には考えられない。この点、モラル・ハザードを考慮して、「最後の貸し手」責任を曖昧にしたのかどうか、それを判断するすべはない。

支払い能力の監督責任は、支店については、それが法的に親銀行の構成部分であることを考慮して、第一義的に親銀行監督当局に求められている。親銀行監督当局は、親銀行に対する支払い能力規制（すなわち自己資本比率規制）をその支店に及ぼすことは可能であるし、現に実施されていることが多いので、これは当然であろう。次に、現地法人とジョイント・ベンチャーについては、現地監督当局に第一義的責任が求められている。問題となるのは、この現地法

人についてである。というのは、支店では達成できない本国の規制回避の手段として、現地法人を利用する事が可能となるからである。もし現地監督当局の支払い能力規制が親銀行監督当局の水準より低い場合、あるいは他よりも規制水準の低い現地国が一つでもある限り、多国籍銀行はその現地の在外拠点を経由して、リスクの多い国際業務を行ったり、そのような業務をその現地の在外拠点に記帳するなどの営業行動を取るであろう。この対策について、コンコルダートは、「両監督当局の基準に照らして十分な監督」と言う基本原則を示しているだけである。

現地法人の支払い能力に関する親銀行監督当局の補助的責任は、親銀行が在外拠点に対して道徳的責任を持っていることを理由に、在外拠点の与信残高に考慮を払うべきこと、とある。しかし、親銀行監督当局が、どういう手段でこの監督を行うかは、これも不明瞭である。

コンコルダートの第2の行動原則は、監督当局間の協力関係の促進である。しかし文面を見る限りでは、双方向的な協力関係ではなく、親銀行監督当局のための、そして親銀行監督当局による情報入手と在外拠点に対する直接・間接検査を保証しようというものである。そこには本国重視の立場からの監督強化策が盛り込まれている。監督分担は現地重視の立場からのものであったので、その現地での監督が不十分な場合の対応策であると考えることもできる。

以上、バーゼル・コンコルダートの内容を紹介・検討しながら、いくつかの問題点を指摘してみた。

しかし、それ以外にも、バーゼル・コンコルダートの実行性を制約する要因は多く、既に多くの指摘がある。また、コンコルダートそのものが、そしてその作成に係わった当事者自らがそのことを明らかにしている。<sup>11)</sup>

第一に、それが何らの強制権限を持たないガイドラインであることである。実行性は各国の金融当局の意思力次第である。

第二に、コンコルダートは委員会に所属する12ヶ国で合意を受けたものであるが、それが自動的に、多国籍銀行業の本部や在外拠点を抱える他の多くの国に適用される訳ではない。

第三に、事実上監督不在であったり監督能力が低い先進国以外のオフショア

市場が、監督上の大きな「透き間」として残されている。先進国に本部を置く多国籍銀行がオフショア地域に在外拠点を構える場合と、オフショア地域が多国籍銀行の本国である場合の2側面がある。

第四に、金融機関の定義の国ごとの相違のため、ある在外拠点が非銀行企業として扱われ監督対象から外れる場合がある。同様に、監督方法や基準そしてそれらの厳密性についての国ごとの相違が依然として残っているため、規制水準の格差が存在し、「十分な監督水準」の実行を妨げる要因となる。

第五に、監督当局間の情報交換を妨げる「銀行秘密規制」が依然として存在し、完全な情報の入手に時間がかかることが指摘されている。

このような困難な未解決問題の多くを含んでいるとはいえ、多国籍銀行業の監督に関して一国レベルを越えた多国間協定が歴史的に初めて結ばれた意義は、きわめて大きく、高く評価しても行き過ぎではない。各国間格差も大きく国家間利害が複雑に絡まる状況下で、出発点での完成品の期待は無理があろう。

バーゼル銀行監督委員会の創設に先駆けて、既に1972年に、EECにおいて金融監督の多国間協力の舞台が準備されていた。EC諸国の金融・監督制度の相互理解と情報交流促進のため、非公式に金融監督当局が定期的に集まるコンタクト・グループの結成である。この規制・監督制度の国際統合を目指す動きは、バーゼル銀行監督委員会の創設に仲介者の役割を演じており、その後もこの委員会の作業に大きな影響を与えていくことになる。<sup>12)</sup> 12ヶ国の委員会メンバー国内、7ヶ国がEC加盟国であることを考えても、このことは容易に想像できる。

国際的な金融監督協力の歴史を総括したクックは、その第一段階を、このEECの金融監督当局のコンタクト・グループが結成され、続いてバーゼル銀行監督委員会が創設されたことに求めている。すなわちそれは「監督協力の行動が起こされ、基本的な枠組みと諸原則についていくつかの基礎となる合意が確立された」時期である。そしてこの段階の締めくくりが、次に検討する1983年のバーゼル・コンコルダートの改訂作業であると言う。<sup>13)</sup>

以下、バーゼル・コンコルダートを全訳した資料である。<sup>14)</sup>

〈バーゼル・コンコルダート〉

## 銀行の在外拠点の監督

バーゼル銀行監督委員会

### はじめに

このレポートの目的は、銀行の在外拠点に対する監督に関して、各国監督当局の協力関係を進めるための一定のガイドラインを説明することであり、さらにその効果を高める方策を示すことである。

銀行の在外拠点は三つのタイプに分類できる。支店、それは外国に所在する親銀行の一部分を構成する。現地法人、それは業務を行う国で法人組織として認可され法律上は独立した組織であるが、外国に所在する親銀行によって支配されている。ジョイント・ベンチャー、それは業務を行う国で法人組織として認可され法律上は独立した組織であるが、二つあるいはそれ以上の親会社によって支配されている。親会社の多くは外国に所在しそのすべてが銀行であるとは限らない。

加えて、このレポートでは銀行監督について、三つの諸側面、すなわち支払い能力、流動性、そして外国為替業務と持高の諸側面から考察を行う。これらの諸側面がある程度まで重複することを当委員会は認める。例えば、流動性と支払い能力問題は、相互に影響を及ぼし合う問題であり、そして流動性と支払い能力に関してはどちらも、銀行の外国為替業務の監督の際にも考慮されるべき問題なのである。

### 協力関係の必要性

当委員会は、この分野における国際間の協力関係の基本的目的は、いかなる銀行の在外拠点も監督を逃れることのないよう確實ならしめることである、という旨、合意した。

さらに、それぞれの国がその領域内に所在する外国銀行の在外拠点に対する

監督を確実ならしめる義務を持っていること、そして複数の国に所在する親会社が関わるジョイント・ベンチャーについては、現地監督当局による監督以外に、実行性のある方法はないことでも合意した。

領域内に所在する外国銀行の在外拠点に対する監督を確実ならしめる責任を、監督当局が受け入れたとしても、必ずしも銀行の在外拠点の監督上の透き間を排除できる訳ではないであろう。たとえば定義上の相違によって、ある特殊な在外拠点が親銀行監督当局からは銀行として位置づけられていても、現地監督当局がそのように行わない場合もありうる。そして、当委員会に参加していない国では、外国銀行の在外拠点に対してまったく監督が行われない場合もあるだろう。

さらに、銀行のすべての在外拠点がただ監督を受ければ良いというだけでなく、この監督が現地監督当局と親銀行監督当局の両基準に照らして十分であることが望ましい。この点について当委員会は次のことと言及しておく。すなわち、現地監督当局による、かれらの領域内で営業している外国銀行の在外拠点に対する関与は、個別組織としてのそれらに対するものであり、そしてかれら自身の金融市場が関係しているという立場からのものである。他方、親銀行監督当局によるそれら在外拠点に対する関与は、それらがその一部分にすぎないところのさらに大きな組織にかれらが監督責任を持つという立場からのものである。

それゆえ、種々の理由から、銀行の在外拠点に対して、不必要的重複を避け十分な監督を行うためには、現地監督当局と親銀行監督当局の連絡と協力関係が必要なのである。メンバー国の中にこのような協力関係を促進することが当委員会の目的の一つである。加えて、当委員会は、当委員会で合意された協力関係に関するガイドラインを、国際銀行業に重要な役割を担っている他の諸国へ、それらの国との協力関係が得られることを期待し、配布すべきであると考えている。当委員会はすでにそうした諸国の多数と連絡関係を築き上げている。もし中央銀行総裁達がこのレポートを承認すれば、他の諸国も追随するかも知れないと考えられる。

### 現地監督当局と親銀行監督当局の監督責任と関与

当委員会は、監督当局間の連絡と協力関係の必要性についての合意を受け、次に、どの程度に監督の責任分担を成文化するのか、という考察に向かった。その討論の結果、いかなる個別状況の場合にも、最適な監督責任の所在を正確に決めることのできる、明瞭な原則の設定は不可能であることが明らかになった。しかしながら当委員会はこの場において、おおまかにいくつかのガイドラインで合意することができた。

### 流動性

銀行の在外拠点は、流動性の管理に際して、現地の金融慣行に依存する事が多く、さらに金融政策の目的達成のためのものも含め現地の金融規制に従って行動する。それゆえ流動性を監督する責任は第一に現地監督当局にある。実際問題として、現地に所在する監督当局だけが、たびたび必要になるかもしれない流動性の継続的監督を遂行することができる。外貨建て通貨の流動性の管理に際して、特に親銀行の国の通貨の場合に、現地の慣行と規制はあまり重要性をもたない。それゆえすべての現地監督当局が上述の場合と同程度の責任を受け入れるとは限らない。

在外支店の場合には、流動性はそれが属する銀行全体の流動性と切り離して判断できない。このことは特に支店が親銀行に自由に預金できる場合に当てはまる。さらに、親銀行監督当局は親銀行の流動性を監督するにあたって、在外支店による親銀行の流動性資金の引き出しを考慮しなければならない。以上の理由から、在外支店の流動性は親銀行監督当局も関わる問題なのである。

現地法人やジョイント・ベンチャーの場合にも、親銀行監督当局が関わることになろう。たとえばそうした銀行は親銀行から包括的信用供与枠を設定してもらっているかもしれない。そうした場合に、親銀行監督当局は、現地監督当局が当該銀行の流動性の判断に際してこれらの包括的信用供与枠を重視している旨の連絡を、現地監督当局から受けるべきである。さらに現地法人とジョイント・ベンチャーの法律上の位置は在外支店とは異なっているけれども、親銀行監督当局は親銀行の道徳的責任についても、無関心ではいられない。

### 支払い能力

支払い能力の管理の場合にも、当該在外拠点のタイプに応じて強調点が異なる現地監督当局と親銀行監督当局の責任分担が存在する。現地法人とジョイント・ベンチャーに関しては、第一義的責任は現地監督当局にある。しかし、加えて、親銀行監督当局は、これらの在外拠点に対する親銀行の道徳的義務のため、自国銀行の現地法人とジョイント・ベンチャーの与信残高についても考慮しなければならない。在外支店に関しては、その支払い能力は全体として親銀行の支払い能力と区別できないものである。それゆえ、その責任は本来的に親銀行監督当局に属する。ある国の現地監督当局が、外国銀行の支店に課している「基本自己資本」はとりわけ二つの意図を持っている。これらの国で営業を始める外国銀行の支店にある最低水準の投資を義務づけるため、さらに外国銀行の支店と国内の銀行との間の競争条件を均等化させるためである。

### 外国為替持高

銀行の外国為替持高の監督は、一つには銀行の健全度の配慮から、二つには国際収支上の理由から、最後に金融市場の秩序維持の目的から必要とされる。健全度の監督に関する限りで前述した考察が責任分担のあり方を決めるが、それ以外の問題は明らかに現地監督当局が関与することである。

### 協力関係の促進

当委員会は、このレポートで初めに説明した協力関係のガイドラインの実施に向け、銀行の在外拠点の監督方策を改良するため、現在こうした協力関係を妨げているいくつかの制限を撤廃するか、少なくとも軽減するための努力が行われるべきものと考える。特に、次の分野について行動が必要であると信じる。

#### 1. 監督当局間の直接の情報送付

親銀行監督当局は、現地監督当局に提出された報告書の写しを得ることを望むであろう。特に、現地監督当局が、その領域内に進出を考えている外国銀行の在外拠点に対し受け入れ要件を課さない場合、あるいは現地監督当局の管理上の要件が親銀行監督当局のそれよりも厳格でない場合、さらに親銀行監督當

局が健全度の監督目的からそれらの在外拠点に対する親銀行の義務を考慮しなければならない場合である。通常、親銀行監督当局は、事前に現地監督当局に連絡した上で、当該銀行から直接にそれら報告書を得るべきである。同時に、状況が許す限りで、現地監督当局がそれらの報告書の写しを親銀行監督当局へ送付できる許可が与えられていることが望ましい。こうした情報送付が現地国の銀行秘密法のためたびたび不可能であることを、当委員会は知っている。しかし当委員会メンバーの多くは、情報送付の許可に向け、これらの法律の運用を修正していくべきものと考えている（この点は、以下2と3の提案についても同様に当てはまる）。こうした情報送付の目的はただ一つ、銀行の健全度管理を促進するためのものであること、そして、いかなる状況でも個々の顧客に関係した事に使われるべきでないことを、当委員会は強調したい。

## 2. 銀行の在外拠点に対する親銀行監督当局による直接の銀行検査

これらの直接の銀行検査は、銀行の外国為替持高の管理の場合に有効とされるが、とりわけ支払い能力の管理のために有効であると思われる。こうした検査は、時には非公式な方法で、そして時には国家間双方の公式の二国間協定の結果として、既に実施されている。必要ならば法律の修正によって、可能な限りこうした取り組みが促進されるべきである。

## 3. 現地監督当局を代理とする親銀行監督当局による間接検査

親銀行監督当局による直接の検査を許可しない現地監督当局は、当該親銀行監督当局の求めに応じて、国内に所在する外国銀行の業務に対する特別検査を実施し、その調査結果のすべてを親銀行監督当局へ報告する好意的な配慮を行うべきである。

当委員会は、監督当局間の情報送付に対する制限や外国からの検査に対する制限の撤廃に向け、まずは在外支店について始めることが賢明であると信じる。この場合に生じる諸問題は、現地法人やジョイント・ベンチャーの場合と比べて困難性は少ないだろうと思われる。

らが協力関係の制限の除去に向け、あらゆる機会を利用すべきことを、当委員会は要求するものである。

(バーゼル、1975年9月)

---

## II. 改訂バーゼル・コンコルダート

バーゼル・コンコルダートの成立以降、バーゼル銀行監督委員会は、1977年に議長に就任したクックのもとで、この監督原則を広く国際的に宣伝して普及を図るとともに、銀行監督者の国際的なグループの組織化とさらにそのグループと委員会との関係強化に取り組んだ。委員会の努力で、1979年に世界の金融監督当局を一同に集めた第一回国際コンフェレンスがロンドンで開催され、その場でコンコルダートは承認を受けた。さらにその成果を受け、1980年10月には途上国のオフショア地域の監督者のグループ化が成功し、そこでもコンコルダートが承認されている。このような発展はさらに拡大してゆくのであるが、クックによって、国際的な監督協力の第二段階と総括されている。<sup>15)</sup>

他方で、委員会は「基本的ガイドラインの実行促進に必要な監督手段と方法の検討」の作業に取り組んだ。その作業で最も重要なのが、1978年の連結ベースの監督の有効性についての、10ヶ国中央銀行総裁への勧告である。それ以降、この監督原則を採用する動きがBISメンバー国で広がった。<sup>16)</sup>

連結ベースの監督方法とは、親銀行監督当局が、在外支店・現地法人などの在外拠点を通じて行われている親銀行の国際業務の全体を連結させ、銀行グループ全体の総合的なリスク・エクスポージャー（信用リスクを含む与信残高の総額）とそれに対する支払い能力である自己資本をワールド・ワイド・ベースで把握し、そこに本国の規制基準を適用する方法である。

この監督方法は、当時すでに、米国のように金融の国際化が進んでいるところで実施に移されていたことから、バーゼル銀行監督委員会の勧告に対する米国の影響力を主張する意見がある。<sup>17)</sup> 他方、連結ベースの監督方法は、EEC の

コンタクト・グループで最初に検討されたことを指摘し、その貢献を評価する意見もある。<sup>18)</sup> いずれにしろ、ワールド・ワイドな多国籍銀行業の進展につれ、自ずから必要とされる監督方法であったろう。なお、EC理事会は1983年6月に連結監督方法による銀行監督に関する指令を採択している。

連結方法による監督と規制効果は、次のようにまとめることができる。<sup>19)</sup>

第一に、いかなる在外拠点を経由して貸付が行われようとも、あるいは、いかなる在外拠点に業務が記帳されようとも、連結方法によって、親銀行監督当局は銀行グループの包括的な全体像を十分に把握することができる。

第二に、本国の自己資本規制を一様に銀行グループ全体の与信残高リスクに適用することによって、総合的に確実な支払い能力水準を確保し、銀行全体の健全度を高める効果である。

第三に、現地監督当局の自己資本規制が弱いか、あるいはそれが存在しない場合に、その地域に所在する自国の在外拠点に対する支払い能力の監督手段として、活用することができる。

第四に、本国よりも規制条件の弱い地域に在外拠点を構え、リスクの多い業務はそこを経由したり、あるいはそこに記帳するなどして、国内の規制を回避しようとする不健全な営業行動を防止し、あるいはその地域への拠点設立動機を減少させる効果である。

第五に、それぞれの在外拠点の与信残高を相手先別に、すなわち国別、関連産業部門別、そして系列企業別にワールド・ワイドに総合することによって、カントリー・リスクの管理やリスク分散管理および大口融資規制に役立てることができることである。

本国による多国籍銀行業の監督手段として有効性が高い連結方法であるが、実行性の障害も多い。例えば、連結の対象にならない非銀行の持株会社や小数持分の系列企業を経由して銀行グループが組織化された場合である。さらに銀行業務を記帳する会計制度や報告制度の国別の相違も困難な問題である。また最も大きな障害は親銀行監督当局による情報入手の制限であるが、これについては次の章で取り上げよう。

連結監督の方法は、親銀行監督当局の規制条件を、国境を越えて、他国に所

在する自国銀行の在外拠点に拡張するのであるから、本国の監督責任の強化に外ならない。ところがこの動きは、バーゼル・コンコルダートで取り決められた監督責任の分担関係における原則と矛盾するのである。ここにその調整が不可欠となった。改訂バーゼル・コンコルダートの誕生である。

バーゼル銀行監督委員会は、1983年5月に、改訂バーゼル・コンコルダートを勧告し、同年6月に10ヶ国グループの中央銀行総裁の合意を得ている。

その勧告内容の改訂部分は次に検討するとして、継承されているポイントから最初に見てみよう。

今回も前回のコンコルダートと同様、この勧告は、各国がそれぞれ可能な方法によって実施に向け努力すべきガイドラインであることが明記されている。および中央銀行の「最後の貸し手」責任の分担関係を取り決めたものでないことが、扱いとしては前回と同様であるが、今回初めて明記された。

さらに前回に打ち立てられた多国籍銀行業の監督にあたっての重要原則、すなわち、「いかなる銀行の在外拠点も監督を逃れるべきでないこと」、さらに、「監督は十分であること」、という二つの基本原則が、現地監督当局と親銀行監督当局の協力関係の基本を築くものとして、再度、そしてより明快に強調されている。

前者の原則を徹底する立場から、今回特に「監督上の透き間」の発生とその対策に関して、三つのケースが取り上げられ、より深い検討が加えられた。第一に、各国の銀行の定義の違いから監督不在になるケース、第二に、オフショア地域を本国とする多国籍銀行業の場合の想定と思われるが、親銀行監督当局による監督が不十分である際の在外拠点の監督についてのケース、そして第三に、持株会社を介在させた金融コングロマリットのケースについてである。いずれの場合にも、十分な監督が不可能な時やそれを期待できない場合に、営業禁止や設置不認可などの監督当局による強権発動的な措置が要求されている。この背景になったのは、前年の1982年8月に発生したイタリアのバンコ・アンブロシアーノ銀行の破産である。イタリア当局もルクセンブルク当局もそのルクセンブルク現地法人に対する責任を、それが非銀行の持株会社であることを理由に拒否したからである。<sup>20)</sup>

第2表 改訂「コンコルダート」における監督責任の分担関係

| 監督の目的とタイプ<br>在海外拠点       | 第一義的責任  | 補助的責任   |
|--------------------------|---|---|
| 流動性支店                    | 現地監督当局  | 親銀行監督当局<br>(親銀行によるグループ全体の流動性管理制度の監視、および本支店間の流動性に関する)                            |
| 現地法人                     | 現地監督当局<br>(監管困難一時に外貨建て流動性一の場合には親銀行監督当局に連絡。両当局で適切な措置)  | 親銀行監督当局<br>(現地法人に対する信用供与枠の設定およびコンフォート・レターの提出などにより生じる親銀行の義務に関する)                 |
| ジョイント・ベンチャー              | 現地監督当局  | 株主銀行監督当局<br>(ジョイント・ベンチャーに対する信用供与枠の設定およびコンフォート・レターの提出などにより生じる株主銀行の義務に関する)        |
| 支払い能力支店                  | 親銀行監督当局   | 株主銀行監督当局<br>(ジョイント・ベンチャーに対するコンフォート・レターの提出などにより生じる株主銀行の義務に関する)                   |
| 現地法人                     | 現地監督当局<br>(親銀行監督当局による連結監督の実施と現地監督当局による独立法人としての扱いでの監督) | 現地監督当局<br>(親銀行多数支配の場合はその監督当局との共同監督の場合もある)                                       |
| ジョイント・ベンチャー<br>外国為替業務と持高 |   | 現地監督当局<br>(親銀行監督当局は親銀行によるグループ全体の外國為替業務と持高の管理制度の監視。現地監督当局は受け入れ在外拠点の外国為替業務と持高の監視) |

後者の原則を徹底する立場から、現地監督当局と親銀行監督当局双方の積極性が要求されている。両者の監督関係について、前回のコンコルダートでは、「不必要的重複を避ける」と表現されていたのであるが、今回は「補完と重複の関係」にあることが強調されている。これは次に見るよう、連結監督の方法の実施に伴い、両当局による監督の重複が現実のものと現れたからであろう。

この連結監督の方法が導入されたことによって、監督当局の責任分担関係は次のように変更されることになった。第1表と同じ様式でそれをまとめたのが、第2表である。

第一に、重要な変更点は、現地法人の支払い能力の監督が、前回における現地監督当局から、今回では両当局の共同監督に変更になったことである。さらに、親銀行多数支配の場合のジョイント・ベンチャーの支払い能力の監督についても、共同監督が提起されている。親銀行監督当局は、一方で親銀行を通じて銀行グループ全体に連結監督を実施し、他方、現地監督当局は、現地の法律に基づき現地において設立を認められた外国銀行の在外拠点に対して、独立法人としての扱いで監督を実施する。この重複関係において共同監督なのである。

しかし、親銀行監督当局によって連結監督が実施される以上、現実には、現地監督当局の監督は副次的な意味しか持たない。何故なら、この連結監督によって、本国よりも支払い能力規制が緩い現地の規制は無意味になるし、例え他よりも規制が厳しい現地があったとしても、銀行グループ全体にとってはどうでもよいことになろう。共同監督といつても、事実上、本国重視の監督強化への転換なのである。

第二に、外国為替業務と持高の監督についても、共同監督方式への変更が提起されている。

第三に、支店の流動性の監督に関する親銀行監督当局の補助責任に、親銀行が銀行グループ全体の流動性ポジションを適切に管理できるよう、親銀行監督当局が監督すべきことが、新しく盛り込まれた。ここにも連結監督による本国重視の立場が反映している。

第四に、外貨建て通貨の流動性の監督について、改訂コンコルダートの文面では、前回とは異なり、現地法人についての解説しか見当たらない。上の第三

で見たように、支店の流動性の監督に親銀行監督当局の関与が強められたからであろうか、この事情について説明はない。

現地法人の外貨建て流動性の監督が困難である場合には、現地監督当局は親銀行監督当局に連絡して、両当局で適切な手段を講じるべき事が、新たに盛り込まれている。新しい改善点と考えられる。しかし具体的にどの様な手段が考えられているのか、この場合親銀行監督当局に第一義的責任があるのかどうか、それらを明確にしておくべきであったろう。前の章で述べたように、外貨建て流動性の監督責任の具体的な所在と監督方法を明らかにしておくことは、外貨建て業務の割合が大きい多国籍銀行業の監督にとって、決定的に重要なことだからである。

第五の変更点は、在外拠点に対する親銀行の道徳的責任に、コンフォート・レターが提出された場合が例示として加わったことである。コンフォート・レターとは、親銀行が在外拠点の指導・援助を約束する念書のことである。その法的効力については議論があるが、改訂コンコルダートは有効性を認めたということだろうか。そうだとすればこれにより親銀行そして親銀行監督当局の責任がさらに具体的になったと言える。<sup>21)</sup>

以上に見たように、連結監督の登場により、バーゼル・コンコルダートは本国重視の立場からの監督強化の方向に、改訂されることになった。そしてこのことが、クックのいう国際的な監督協力の第三段階、すなわち単一の国際金融市场に対応して規制基準を国際統一させる段階へのステップを準備することになった。何故なら、先進各国の連結監督水準の格差は、国際金融市场で激しい競争を展開している各國国籍の多国籍銀行業の国際競争力の格差に大きく影響するからである。競争条件を均等化させようとする圧力は高まった。自己資本比率規制の国際統一という課題が浮上したのである。

1988年のバーゼル・アコード（いわゆるBIS規制）は、以上のような監督方法の改良の積み重ねの上に成立したのである。

以下、改訂バーゼル・コンコルダートを全訳した資料である。<sup>22)</sup>

〈改訂バーゼル・コンコルダート〉

## 銀行の在外拠点監督上の諸原則

バーゼル銀行監督委員会

### I. はじめに

このレポートは、銀行の在外拠点に対する親銀行所在国の銀行監督当局による監督と、在外拠点を受け入れた現地の銀行監督当局による監督のあり方について、当委員会が望ましいと信じている諸原則を説明したものである。これは、1975年のコンコルダートに代わるものであり、そのいくつかの規定を改めて明確にしている。その契機になったのは、連結技術を使って、それぞれの銀行の営んでいる国際業務の全体を検証することができなければ、個別の銀行の健全度についても銀行監督当局は十分に納得することはできないという原則を、その後に中央銀行総裁達が承認したからである。

レポートがもっぱら取り扱っているのは、銀行の在外拠点の営む業務の節度と健全度を監視する銀行監督当局の責任についてである。それゆえ中央銀行の役割である「最後の貸し手」責任について述べたものではない。

このレポートで説明された諸原則は、必ずしも、当委員会に参加している国で法制化される訳ではない。むしろこれらの諸原則は、この分野において最も実行性のあるガイドラインとして勧告されたものであり、すべてのメンバー国がかれらに可能な方法によって、実施に向けての作業を約束したものである。

銀行の在外拠点に対して十分な監督を行うためには、親銀行監督当局と現地監督当局の間の適切な責任分担だけでなく、相互の連絡と協力関係が必要である。メンバー国の中にそしてより広範な規模で、こうした協力関係を促進することは、これまで当委員会の主要な目的の一つであったし、現在もそうである。当委員会は別の銀行監督者グループが委員会と目的を同じくする方向に向かっていることに強く影響を受けた。当委員会は今後もこのグループとの関係強化と新しい関係の発展を望むものである。当委員会は、このレポートで説明された諸原則が、国際業務を営む銀行に監督責任を持つすべての銀行監督当局にとっ

て、普遍的に有効なものであることを、強く推奨する。そしてこの諸原則が、いや増しに、世界の銀行監督当局に受け入れられ、実施に移されていくことを望むものである。

このレポートで説明された諸原則で対応できない状況が生じた場合には、親銀行監督当局と現地監督当局は、協力して、銀行の在外拠点に対する十分な監督が実施されるべき確実な方策を探究すべきである。

## II. 銀行の在外拠点のタイプ

国際業務を営む銀行は次のタイプの在外拠点を所有していることであろう。

### 1. 支 店

外国に所在する親銀行から法律上独立した存在ではなく、それゆえその一部を構成する営業体。

### 2. 現地法人

法律上は独立した組織であるが、当該現地法人の所在する国以外の国で法人組織として認可された銀行によって、全部またはその大半を所有されている。

### 3. ジョイント・ベンチャーまたはコンソーシャム

主要業務が行われる国で法人組織として認可され法律上独立した組織であるが、その主要業務は二つあるいはそれ以上の親会社による管理と支配下にある。親会社の多くは通常外国に所在し、必ずしも銀行であるとは限らない。株式保有のパターンによっては、多数の小数株主のなかにあって多数株主である一親会社が有効な支配権を行使することがあるかもしれないが、最も典型的なジョイント・ベンチャーは小数株主によって集団的に所有されている。

以上に加えて、国際業務を営む銀行グループの組織の由来をたどれば、最後には銀行ではない持株会社であるということもありうる。それらの持株会社は製造業や商業であったり、あるいはその資産の大多数が銀行の株式で構成されている会社の場合もある。それらのグループには、金融仲介機能をもつノンバンク持株会社やそれ以外のノンバンク会社が含まれることもある。

さらに銀行は、ジョイント・ベンチャーへの資本参加とは別に、総合的な

国際業務の一環として在外の銀行やノンバンク会社に、支配権を及ぼすに至らない程度で、資本参加している場合もある。このレポートはこうした資本参加に関する適切な監督上のあり方に言及するものではないが、それは関係監督当局によって検討されるべき問題である。

### III. 銀行の在外拠点監督上の一般的諸原則

現地監督当局と親銀行監督当局間に有効な協力関係があることが、銀行の国際業務の監督上の重要な必要条件である。銀行の在外拠点の監督について言えば、こうした協力関係の基礎を築き上げ、そして両当局の協議と連絡関係を必要とするところの二つの基本原則がある。第一の原則は、いかなる銀行の在外拠点も監督を逃れるべきでないこと、第二の原則は、監督は十分であること、である。これらの諸原則が有効に機能するには、現地監督当局は、その領域内に所在する外国銀行の在外拠点で重要問題が発生したときにはいつでも速やかに親銀行監督当局に連絡をするべきである。同様に、親銀行監督当局は、親銀行においてその在外拠点に影響を及ぼすかもしれない諸問題が生じた時には、速やかに現地監督当局に連絡するべきである。

しかしこれらの諸原則が受け入れられたとしても、それだけで銀行の在外拠点の監督上の透き間や不十分性が排除できるという訳ではないであろう。それは種々の理由で起こりうる。第一に、仮に現地監督当局が領域内に所在するすべての外国銀行の在外拠点に対して十分な監督責任を果たせることができるとしても、実際上はその通りになるとは限らない事情がある。例えば、ある在外拠点が親銀行監督当局からは銀行として位置づけられていても、現地監督当局がそのように行わないときには、問題となるであろう。そうした場合、現地監督当局が十分な監督を行えるかどうかを確かめるのは親銀行監督当局の責任であり、そして現地監督当局は、十分に監督できない状況であるならば、その旨を親銀行監督当局に連絡するべきである。

現地監督当局の監督が不十分である場合には、親銀行監督当局は実行できる範囲でその監督権限を拡張するか、あるいは親銀行に働きかけ在外拠点での営業を思いとどまらせるべきである。

第二に、現地監督当局が、その領域内に所在する外国銀行の在外拠点の親会社に対する監督が不十分かまったく存在しないと考えた場合に、問題となるであろう。そうした場合には、現地監督当局は外国銀行の在外拠点の領域内の営業を思いとどまらせるか、可能ならば禁止するべきである。別の方法として、現地監督当局がそのような拠点の営業活動に特別の条件を課することも可能である。

第三に、監督上の透き間は、国際的な銀行業務を営む銀行グループの組織的な特徴から起こりうる。例えば、グループの頂点かあるいは中間の位置に持株会社が存在すると、それが十分な監督の障害になる場合がある。そもそも銀行でない持株会社が国際的な銀行システムに相当の債務を負っている場合には、特別の監督上の問題が生ずるであろう。それぞれの国で別々に法人組織として認可された銀行を含むグループの頂点に、持株会社が位置する場合には、それらの銀行に対して監督責任を持つ各金融当局は、グループ全体の構造を考慮して、それらの銀行に対する監督の協調に努力するべきである。中間の位置に持株会社を持つグループの親会社が銀行である場合には、親銀行監督当局は持株会社とその子会社が十分な監督を受けているか、確かめるべきである。十分な監督を受けていない場合には、親銀行監督当局は、親銀行による中間的な持株会社の経営を許すべきではない。

グループに銀行とノンバンク組織が含まれている場合には、銀行監督当局とこれらノンバンク組織に監督責任を持つ当局との間に、可能ならば、連絡関係があるべきである。ノンバンク活動が金融的特徴を持っている場合には、特にそれが必要である。銀行グループ全体の監督を銀行監督当局が行う場合には、これらのノンバンク活動に注意を払うべきである。もしこれらの諸活動が十分に監督されていない場合には、銀行監督当局は、そのグループのノンバンク業務が銀行業務に及ぼすリスクを最小限に抑制することを目指すべきである。

第二の基本的原則、すなわち銀行の在外拠点の監督は十分であるべきとの原則の実行には、現地監督当局と親銀行監督当局双方の積極的な参加が必要である。現地監督当局は、かれらの領域内で営業している外国銀行の在外拠点について、個別組織としてのそれに対して監督責任を持つ。他方、親銀行監督当局

は、自国銀行グループの世界的規模での全体活動について一般的監督責任が存在する関係上、そのグループの構成部分としての在外拠点に対して監督責任を持つ。現地監督当局と親銀行監督当局双方のこれらの監督責任は、補完しあい、重複する関係にある。

連結監督の原則は、親銀行監督当局が、監督責任のある銀行と銀行グループの与信残高のリスク（リスクの集中度や資産の質についての見通しを含めてのそれ）と自己資本の充実度を、どの場所で業務が行われるかに係わらず全体として把握する方法で監視するべきである、ということである。連結監督原則の完全な実施は、ある程度まで、親銀行監督当局の責任を拡張させることになるけれども、この原則は、現地監督当局による、その領域内に所在する外国銀行の在外拠点に対する監督責任を軽減することを意味しない。連結方法は重要な監督技術であるが、監督当局が随意に実施できるいろんな技術の一つにすぎない。そしてそれが適用されるからといって、親銀行監督当局と現地監督当局による、個々の銀行拠点に対する非連結的方法での監督が排除されるべきではない。いくつかの国に存在している銀行秘密法は、親銀行監督当局による連結範囲の包括性を妨げるかもしれないが、連結監督の実施には、親銀行と親銀行監督当局が在外拠点の業務について必要な全ての情報を得ることができるなどを前提とする。

#### IV. 銀行の在外拠点に対する監督上の諸側面

銀行の在外拠点の監督について、このレポートでは三つの異なった側面から考察されている。支払い能力、流動性、そして外国為替業務と持高である。これらの諸側面はある程度まで重複する。例えば、流動性と支払い能力は、銀行の外国為替業務と持高の監督の際にも考慮される問題である。

##### 1. 支払い能力

銀行の在外拠点の支払い能力の監督に関しての、親銀行監督当局と現地監督当局の責任分担は、当該在外拠点のタイプによって決まるであろう。

支店の支払い能力は全体として親銀行の支払い能力と区別できないものである。それゆえ、現地監督当局に支店の財務の健全度を監視する一般的責任はあ

るもの、支払い能力の監督は第一義的に親銀行監督当局の問題である。ある現地監督当局が、かれらの国で営業している外国銀行の支店に課している「基本自己資本」はこの原則と矛盾しない。それらは、第一に、現地で営業を始める外国銀行の支店にある最低水準の投資を行わせ、その維持を義務づけるためのものであるし、第二には、外国銀行の支店と国内の銀行との間の競争条件を均等にする一助であるからである。

現地法人の支払い能力の監督は、現地監督当局と親銀行監督当局の共同責任である。現地監督当局はその領域内で営業しているすべての現地法人の支払い能力を監督する責任がある。現地監督当局がこれら現地法人の監督に当たる立場は、これらの営業拠点が、現地監督当局の国で法人組織として認可された独立の営業体であるということである。同時に、親銀行監督当局は、親銀行に連結監督を実施する際に、現地法人の業務によって親銀行の支払い能力が影響を受けるかどうかを評価する必要がある。以下二つの理由から、連結方法による監督は必要である。一つには、親銀行の支払い能力はかれらのすべての在外拠点を考慮することなしには十分に判断することはできないこと、二つには、親銀行はかれらの現地法人の営業状態と無関係でありえないことである。

ジョイント・ベンチャーの支払い能力の監督は、通常、種々の実際的な理由から、法人組織として認可した国の監督当局に第一義的責任がある。しかしこンソーシャム銀行の株主である銀行は、かれらのジョイント・ベンチャーの営業状態と無関係ではいられないし、これらの在外拠点に対して例えばコンフォート・レターを提出したため、株主であることによる法的義務以上の義務を持つこともありうる。株主銀行の監督当局は、株主銀行の支払い能力を監視するときには、これらすべての義務の存在を考慮しなければならない。ジョイント・ベンチャーの株式保有のパターンによっては、とりわけ一つの銀行が支配的な株主である時には、支払い能力の監督は、法人組織として認可した国の監督当局と株主銀行の監督当局の共同責任であるべき状況も考えられる。

## 2. 流動性

ここで取扱う流動性の監督責任とは、最後の貸し手としての中央銀行の機能に係わったものではなく、支払い期日が来た債務の履行を確実に果たすための

銀行の管理制度と内部手続きを監視する、銀行監督当局の責任についてである。

銀行の在外拠点の流動性の監督に関する親銀行監督当局と現地監督当局の責任分担は、支払い能力の場合と同様、当該在外拠点のタイプによって決まる。現地監督当局はその国に所在する外国銀行の在外拠点の流動性を監督する責任がある。親銀行監督当局は銀行のグループ全体としての流動性を監督する責任がある。

まず支店について考えれば、流動性の監督の第一義的責任は現地監督当局にあると思われる。現地監督当局は現地の金融慣行と規制、および国内資金市場の機能に関わりを持っているので、流動性を監督するには最適であろう。同時に、在外支店全体の流動性については、通常、親銀行監督当局が関わる問題であるだろう。なぜなら支店の流動性は、多くの場合、直接に親銀行によって管理されており、当該支店もその一部分を構成する銀行全体の流動性と切り離して考えられないからである。親銀行監督当局は親銀行の管理制度に注意を向ける必要があり、さらに在外支店の要求によって親銀行の資金が引き出されるとともに考慮を払う必要がある。個々のケースで、在外支店の流動性の監督責任の所在について疑問が起きた場合には、現地監督当局と親銀行監督当局は必ず、お互いに協議し合うべきである。

現地法人の流動性を監督する第一義的責任は現地監督当局にある。親銀行監督当局は、親銀行が在外拠点に向けて許可した包括的信用供与枠やその他信用供与枠について、およびそれ以外の、例えばコンフォート・レターなどによって生じた在外拠点に対するあらゆる義務について考慮すべきである。親銀行の監督の際にそのことが十分に考慮されることを確実ならしめるためには、現地監督当局はそれらの信用供与枠やその他の義務を重視している旨を、親銀行監督当局に連絡すべきである。現地監督当局が現地法人の流動性の監督に困難をかかえる場合には、とりわけ外貨建て通貨の流動性の場合に、現地監督当局はその旨を親銀行監督当局に連絡することが望ましい。そして十分な監督を確実ならしめるために適切な手段を講じることで合意されるべきである。

ジョイント・ベンチャーに関しては、流動性監督の第一義的責任は、法人組織として認可した国の監督当局にある。ジョイント・ベンチャーの株主銀行の

監督当局は、株主銀行が在外拠点に向けて許可した包括的信用供与枠やその他信用供与枠について、およびそれ以外の、例えばコンフォート・レターなどによって生じた、在外拠点に対するあらゆる義務について考慮すべきである。株主銀行の監督の際にこのことが十分に考慮されることを確実ならしめるためには、ジョイント・ベンチャーを法人組織として認可した国の監督当局はそれらの信用供与枠やその他義務を重視している旨を、株主銀行の監督当局に連絡するべきである。

親銀行監督当局は、連結監督の枠内で、かれらの国の銀行グループの実施する流動性管理制度を監視し、そしてその管理制度とグループの総合的流動性ポジションが十分であることを確実ならしめる一般的の責任を持っている。しかしこれ一般に、完全な連結であっても、必ずしも流動性監督の技術として有効であるという訳ではない。なぜなら、それぞれの現地での金融規制や金融市場が様々であり、さらに異なった時差と通貨で業務を行っている銀行が錯綜しているからである。親銀行監督当局は、在外拠点の業務が行われている金融制度全体に現地監督当局が注意を向けるべきものと考える場合には、現地監督当局と協議すべきである。現地監督当局は、そこに所在する外国銀行の在外拠点に著しい流動性不十分が生じた場合には、その旨を、速やかにかつ確実に親銀行監督当局に連絡すべき義務を負う。

### 3. 外国為替業務と持高

銀行の外国為替業務と持高の監督に関しては、親銀行監督当局と現地監督当局の共同責任であるべきである。親銀行がグループ全体の外国為替業務と持高を監視する適切な制度を持つこと、さらに親銀行監督当局がそれらの制度を監視することが、特に重要になる。現地監督当局は領域内に所在する外国銀行の在外拠点の外国為替業務と持高を監視すべきである。もし親銀行監督当局がこれらの拠点にたいして監督を実施している場合には、その監督の特徴と程度について連絡を受けるべきである。

(バーゼル、1983年5月)

### III. 追録バーゼル・コンコルダート

金融情報の公開と標準的整備によって国際金融システムの透明度を高めることは、消費者の監視意識を強め、銀行のリスク管理を容易にし、金融当局の監督行為を助け、その結果、国際金融の安全性・健全性に寄与することであろう。

とくに監督当局にとって、多国籍銀行業の透明度が高まることは、監督行為の前提条件である。国境の壁に阻まれて必要な情報を入手できなければ、監督はおろかモニターすらできないからである。そしてさらに監督当局間で自由に情報交換できなければ、多国籍銀行業の迅速なグローバル・ネットワークには対応できないのである。

銀行監督者の立場からすると、次の五つの情報アクセスが保証されていることが、多国籍銀行業の透明度の条件である。

第一に親銀行と在外拠点の間のクロス・ボーダーの情報アクセスである。銀行本部が内部管理に必要なすべての情報を入手できること、それを現地国の法律などで制限されていないこと、および銀行間の内部報告制度が万全であることなどである。

第二に、親銀行監督当局が、親銀行から、連結監督に必要な情報、さらに在外拠点の健全度監督に必要な情報、および銀行グループ全体のモニターに必要な情報を入手できることである。

第三に、現地監督当局も、その領域に所在する外国銀行の在外拠点の業務に関する情報にアクセスできることである。

第四に、親銀行監督当局と現地監督当局間のクロス・ボーダーの情報トランシファーが、多国間協定や二国間協定などによって、保証されていることがある。

第五に、親銀行監督当局が自国銀行の在外拠点に対して、クロス・ボーダーの情報アクセスを保証していることである。これには直接の立ち入り検査から、現地監督当局や外部監査人を代理とする方法がある。

しかし、現実には、多くの障害がこれらの情報フローを阻んでいる。クック

は、クロス・ボーダーの障害として、いくつかの国の「銀行秘密法」によって、上で挙げた第一、第四、第五の情報フローが制限を受けていること、加えて各国の情報保護の扱い上の格差も障害になっていることを指摘している。<sup>23)</sup>しかし「銀行秘密法」は、通常、リスク・エクスポージャーについての統計データの送付には適用されない。したがってこの点で監督協力を傷つける要因ではない。問題となるのは、大口融資規制やリスク集中のモリタリングに直接関係する個々の業務や顧客の資産情報の送付が妨げられることにある。<sup>24)</sup>

以上に述べた障害は、情報入手を直接に妨げる制限的障害であるが、それ以外にも、各国の規制・会計・統計制度の相違・格差のため、入手できた情報の理解が困難である場合、およびこの解決に特別のコストが必要になる場合などの、格差的障害があることも、付け加えなければならない。

1975年のバーゼル・コンコルダートは、国際的な監督協力のためには、当局間の直接の情報交換が不可欠であるとして、特別にその検討を勧告に盛り込んだ。しかし、前章でも見たように、その内容は、現地監督当局から親銀行監督当局への情報送付と、在外拠点に対する親銀行監督当局による直接・間接の銀行検査の必要性を述べたものであった。いわば親銀行監督当局の一方的立場からの情報アクセス要求をまとめたものである。当然、両当局の共同責任という基本原則から、はずれるものであるし、不満も出るであろう。

しかし、それから8年後に改訂されたバーゼル・コンコルダートには、十分な監督のためには親銀行監督当局と現地監督当局の連絡と協力関係が必要との文面はあるものの、監督当局間の情報交流のあり方を取り決めたものはない。このことから当然、双方向的な情報交流のあり方を定める勧告が予想されるところであった。

ところが、それ以降数年、そのような動きはなかった。バーゼル銀行監督委員会は、1984年からの国際銀行業のオフ・バランス業務のリスク規制のための調査活動、続いて1988年の自己資本比率規制の国際統一に向けての作業に忙殺されていたのではないだろうか。そしてようやく1990年4月に、クックに代わって議長に就任したオランダ中央銀行のムラーの下で、バーゼル・コンコルダートの本文に追加される勧告「銀行監督当局間の情報交流」が成立するのである。

この追録コンコルダートもガイドラインであることが、明記されている。全体は、銀行認可、親銀行監督当局の情報の必要性、現地監督当局の情報の必要性、銀行秘密規制の撤廃、外部監査の5つの部分で構成されている。

在外拠点の設立認可手続きにはとりわけ重要な位置づけが与えられている。第一に、この手続きによって、親銀行監督当局と現地監督当局の協力関係と、在外拠点から親銀行への内部報告制度の枠組みが取り決められるからであり、第二に、監督が不十分であったり、不明瞭である場合には、それぞれの立場から設立認可しないことで、事前の防止が可能だからである。この点、規制緩和競争や国際銀行業のシェア一競争に煽られ、本国の監督が不十分な場合にも安易に在外拠点を受け入れたり、現地での監督に問題があっても在外進出を認める監督当局の軽率な態度に、警告を発しているとも受け取れる。

勧告は、親銀行監督当局と現地監督当局の双方の立場から、相互に与えられるべき必要な情報について、整理している。親銀行監督当局の立場からは、在外拠点に関する情報が親銀行や親銀行監督当局へ確実に流れること、さらにその検証ができること、現地監督当局の立場からは、在外拠点の業務に影響を与える親銀行監督当局の監督や規制および親銀行についての重要情報などを入手できること、などが要求されている。

銀行秘密規制に関しては、表題にその撤廃を掲げているが、その勧告内容は、交換される必要情報を監督目的に限定し、その範囲での取扱を厳格にすることで、情報交流の実を挙げようとするものである。顧客のプライバシー保護との両立が困難であるとはいえる、情報交流を阻んでいる実態を具体的に解明した上で、具体的な改善策も必要であったのではないだろうか。

ともあれ、この追加勧告で、バーゼル・コンコルダートは、一応の完成品としての形式を与えられた。細部に不明瞭なところもあるが、多国籍銀行業に対する監督に際しての基本的できわめて重要な原則が打ち立てられたといって良いだろう。残るはこの原則を実行する監督当局の意思力と行動力である。<sup>25)</sup> 外部からこの実行性を具体的に検証するすべは乏しいが、皮肉なことに多国籍銀行業そのものがこの検証を行った。BCCI事件である。バーゼル・コンコルダートは重大な試練に立たされた。そしてムラー議長の死去にともないバーゼ

ル銀行監督委員会の議長に就任したニューヨーク連銀のコリガンの下で、1992年6月に、多国籍銀行業の監督の最低基準が取り決められ、バーゼル・コンコルダートの強化が図られたのである。枚数も尽きたので、この紹介と検討は次の機会に回したい。

以下、追録バーゼル・コンコルダートを全訳した資料である。<sup>26)</sup>

〈1983年コンコルダートへの追録〉

## 銀行監督当局間の情報交流

### バーゼル銀行監督委員会

(このレポートは、説明部分と勧告から構成されている。その勧告はコンコルダートの本文に追加される。)

1983年のコンコルダートは、銀行の在外拠点に対する有効な監督には、その在外拠点を受け入れた国の中の現地監督者と、親銀行の所在する国の監督者との継続的な連絡と協調関係が必要であることを強調している。この1990年文書に収められている勧告は、監督者相互の定期的で組織的な協力関係を奨励する点で、コンコルダートの諸原則を補完することを意図している。その目的は国境を越えた銀行業に対する監督の質を改良し、いっそうの完全性を求めるものである。けれども現地監督者と親銀行監督者の具体的な責任を要求するものではない。コンコルダートと同様、ここでの勧告は最低基準の法制化要件であることを意図していない。むしろそれらは、すべてのメンバー国が、それぞれ可能な方法によって、実施に向けての作業を約束した最も実行性の高いものを述べたものである。

### 銀行認可

現地監督者と親銀行監督者の協力関係の最初の機会は、ある一銀行が新しい

在外拠点の設立申請を行ったときである。認可手続きは、現地監督当局と親銀行監督当局が将来にわたって協力するための絶好の機会を提供する。特にそれは在外拠点から親銀行への適切な報告制度を発展させる基本的手段として利用することができる。銀行認可はコンコルダートの礎石となるものである。

#### 〈勧 告〉

- (1) 現地監督当局は、銀行ライセンスを与える前に、慣例として、親銀行監督当局が反対していないかどうかを調査するべきである。
- (2) 現地監督当局は、親銀行監督当局から肯定的な回答を得ることができない場合には、認可申請を受け付けないか、あるいは監督の密度を強めるか、さらには一定の条件を課した上で許可を与えるか、いずれかを考えなければならない。最後の場合には、その条件を（後ほど条件の変更がある場合には、そのことを）親銀行監督当局に連絡するべきである。
- (3) 現地監督当局は、親銀行に対するその所在国での健全度監督が十分でない外国の営業体や、親会社の責任が不明瞭なジョイント・ベンチャーからの設立申請に際して、十分なる注意を払うべきである。そうした状況にあっては、認可を与えるかどうかは、現地監督当局が、親銀行監督当局の果たすべき役割を担えることができるかどうかにかかっている。
- (4) もし現地監督当局が(1)で述べた調査に着手した場合、自国銀行の在外拠点設立に賛成でない親銀行監督当局は、現地監督当局が認可を拒否するよう勧告することができる。親銀行監督当局は、自国銀行による望ましくない国への拠点設立や不適切な買収を阻もうとする場合には、それ以外にも十分な手段を講じるべきである。親銀行監督者が在外拠点設立に条件を課す場合には、その旨を現地監督当局に連絡するべきである。

#### 親銀行監督当局の情報の必要性

親銀行監督当局が最も必要とすることは、親銀行への定期的な情報集中のための、さらに親銀行から親銀行監督当局への連結方式による情報集中のための定型的方法が、確実に定められていることである。このためには、在外拠点から本部事務所あるいは親銀行への報告制度が健全であること、報告の真実性を

検証できる制度が十分に機能していること、さらに特別の関心諸分野を取り扱うための手続きが実務上解決されていることを必要とする。

#### 〈勧 告〉

- (1) 現地監督当局と親銀行監督当局は、在外拠点と本部間の包括的で定期的な報告制度が銀行の内部管理の対象として盛り込まれ、それがかれらの満足できる水準であることを要求するべきである。
- (2) もしある現地監督当局が外国銀行の在外拠点に重大な性質の問題を発見した場合、あるいはそのように嫌疑を持つに足る理由がある場合には、その主導の下に、親銀行監督者に連絡するべきである。重大性の段階は問題の性質に応じて異なる。親銀行監督者はかれらの関心を引き起こすかもしれない重大性の厳密な段階について、現地監督当局へ事前連絡を望むこともある。なぜなら重大性の段階の判定は親銀行監督当局に属することだからである。しかしながら、現地監督当局は、往々にして、諸問題を発見できる最適な位置にあり、それゆえその主導の下に速やかに行動を起こすべきである。
- (3) 親銀行監督当局は個々の在外拠点から報告されたデータについて、個別検査の要求を希望するかもしれない。親銀行監督当局による検査が許可される場合、現地監督当局はそうした検査を歓迎するべきである。親銀行監督当局による検査が当面可能でない場合は（あるいは親銀行監督当局がそうした検査手続きを利用しない場合は）、親銀行監督当局は、現地監督当局による直接の方法あるいは外部監査人を利用した方法で、銀行業務のあらかじめ指定した特徴について検査や意見表明が行われることを要求して、現地監督当局と協議することができる。いずれの方法が選択されようとも、得られた結果は現地監督当局と親銀行監督当局の双方が入手できることが重要である。
- (4) もし外国銀行の在外拠点に著しく重大な諸問題が発生した場合には、現地監督当局は、可能な対処策を求めて、本部事務所あるいは親銀行、さらに親銀行監督当局とも協議するべきである。もし現地監督当局が在外拠点の銀行認可を撤回する決定をおこなうか、あるいはそれと類似の行動を起こす場合には、親銀行監督当局は、可能な限り、事前の通告を与えられるべきである。

## 現地監督当局の情報の必要性

監督当局間の信頼関係は、相互に交換した情報が双方で機密扱いを受ける場合に、築き上げることができる。在外拠点に対する現地での監督は次の場合にさらに効果的となるであろう。第一に、親銀行監督当局が在外拠点を監視できる範囲および親銀行監督当局が親銀行あるいは銀行グループ全体に対して課している健全度規制について、現地監督当局が知ることができることを保証されている場合、第二に、現地に営業所を持つ個々の銀行に影響を及ぼす諸問題について、現地監督当局が情報を与えられている場合である。

### 〈勧 告〉

- (1) 親銀行監督当局は、自国銀行の在外拠点の業務に重大な影響を及ぼす監督方法の変更を行ったならば、その旨を現地監督当局に連絡すべきである。現地監督当局から、例えば在外拠点の現地業務の範囲およびその銀行グループ内での役割さらにそれらに対する内部管理の適用などに関する事実に基づく情報の要求や、それ以外に現地監督当局の有効な監督に関係する情報についての要求があれば、親銀行監督当局は積極的に応ずるべきである。
- (2) 親銀行監督当局がある特定国の現地監督の水準に疑問を持つ場合、およびその結果その地域の在外拠点に影響を及ぼすであろう行動を企図している場合には、事前の協議を推奨する。それが現地監督当局にとって不十分性を改善する機会になるかもしれないからである。
- (3) 個々の銀行の機密情報を、親銀行監督当局は現地監督当局に進んで提供すべきである。所有権の変更が目前である時の秘密扱いの場合や、ある銀行が困難な問題に直面している時にこそ、親銀行監督当局と現地監督当局間の情報交流関係は、双方に利益をもたらすかもしれない。
- (4) 親銀行監督当局が預金者保護の行動を企図している場合、そうした行動は、可能な程度で、在外拠点の現地監督者と調整されるべきである。

## 銀行秘密規制の撤廃

監督当局間の有効な協力関係の前提条件は、情報の提供者と受領者の双方が

情報保護の一定の条件に従った上で、銀行の健全度情報を自由に交換できることである。健全度情報の送付の際に起こりうる障害は、銀行顧客の法的利益の保護を目的とした秘密法の存在である。

#### 〈勧 告〉

秘密規定によって、外国の銀行監督者へ向けた情報送付が制限を受けたり、禁止されている国は、これら規定を次の条件に沿って再検討し、修正すべきである。

- (1) 受領した情報は金融機関の健全度監督に関係した目的のためだけに使用されるべきである。それは、受領した国において、健全度監督に関係がない他の行政機関に譲渡されるべきでない。
- (2) 情報送付の取り決めは、双方向の送付が可能になるという意味での相互主義的なものであるべきである。しかし情報の詳細な内容についてまで厳密な相互主義が要求されるべきでない。
- (3) 送付された情報の機密性は、犯罪告発の場合を除いて<sup>1)</sup>、法律で保護されるべきである。すべての銀行監督者がその活動の過程で入手した情報に関して、職業上の秘密保持に服すべきことはもちろんである。
- (4) 受領者が受領した情報の立証を求めて行動をおこす予定にある場合、可能な限り、情報を提供した監督者と協議すべきである。

#### 注) 1

刑事事件の場合に、監督者が証拠提出の召喚状を受けることがあるかもしれない。いくつかの国では、それを拒否すれば法廷侮辱罪に問われるかもしれないが、監督者は、法廷がそれを強要する場合には情報の交流が途絶えてしまうことになり、将来にわたって有効な監督を続けるためのかれらの能力が損傷を受けるという事情を、明らかにすることができます。

## 外部監査

監督者は健全度に関する国際的な監査基準から安心を得ることができる。現在すべての在外拠点が外部監査を受けている訳ではない。さらに受けていたとしても監査の質は十分に徹底していないかもしれない。在外拠点が親銀行監督者の検査制度の範囲を超えている場合、およびそれらが現地で公式の検査を受

けていない場合には、外部監査だけが銀行に対する個別検査であるかもしれない。

#### 〈勧 告〉

- (1) 外部監査について十分な規定が存在することが、新規の在外拠点設立の通常の認可条件であるべきである。監査法人は、現地において適切な能力と経験を持っている場合には、親銀行を監査する法人と同じであることが望ましい。親銀行の外部監査人は、外国に所在する系列会社が別の監査法人によって監査をうける場合には、その監査書類を入手しておくべきである。
- (2) 監督者はこれまで監査の質と徹底性について関心を持ってきた。それゆえ監査が不十分に行われた場合には、監督者は現地の監査人の代表団体に批判を表明すべきであり、そして必要ならば監査人を替える権限を与えられるべきである。国際銀行業に対する監査基準を引き上げるために、当該国の銀行監査に経験を持っており、国際的に信用のある監査人が任命されるべきである。いかなる疑惑が生じた場合にも、現地監督当局と親銀行監督当局は協議すべきである。
- (3) 外部監査人は、報告書の正確性を立証すべきこと、およびいかなる特別の条件にも応じるべきことを求められるかもしれない。すべての監督当局が銀行の外部監査人と意見交換できる能力を持つべきこと、そして外部監査人についても同様のことを推奨する。外部監査人の役割を強調してきたからといって、決して、有効な内部監査の対策を含め健全度に関する内部管理の必要性が軽減される訳ではない。

(バーゼル、1990年4月)

---

#### 注)

- 1) 第一に、世界73ヶ国に417もの営業拠点網を張り巡らした世界最大級の多国籍銀行による金融犯罪であったこと。第二に、不正取引の規模たるや、麻薬・武器売買・汚職資金の資金洗浄から、情実融資・粉飾決算などの銀行幹部の背任、そしてCIAやテロリストの活動資金の送金など多彩であること。第三に、被害の大きさであり、69ヶ国の大い範囲の預金者に推定で40億ないし150億ドルもの損失を発生させたことである。事件の詳細を外国雑誌の報道を紹介してまとめたものに、永川

秀男「世界最大の金融不祥事、BCCI 事件の行くえ」『国際金融』1991年、11月、12月号。その他に、*The Banker*, August, September, 1991. January, June, November, 1992.

- 2) "Basle Concordat" は、日本では、バーゼル・コンコルダート、バーゼル・コンコルダット、バーゼル協定、あるいはバーゼル協約などと呼称されている。
- 3) バーゼル銀行監督委員会の12ヶ国は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、米国、そしてルクセンブルクである。

バーゼル銀行監督委員会の解説は、委員会による説明文書、Basle Committee on Banking Regulation and Supervisory Practices, "Basle Committee on Banking Supervision" September, 1991. (以下 Basle Committee と略す)、および、バーゼル・アコード（いわゆる BIS 規制）をまとめあげた時期の2代目議長、イングランド銀行の Cooke の執筆文献を参考にした。入手できた限りで以下に一覧。なお今後 Cooke についての注の参照は以下の番号による。

#### Cooke, P. W. の執筆文献一覧

- [1] "Prudent Control is Needed for International Lending"  
*The American Banker*, 28th September 1979.
- [2] "Supervising Multinational Banking Organization : Techniques for Cooperation among Supervisory Authorities"  
*Journal of Comparative Law and Securities Regulation*, 3, 1981.
- [3] "Banking Regulation, Profit and Capital Generation"  
*The Banker*, August 1981.
- [4] "Developments in Co-operation among Banking Supervisory Authorities"  
*Bank of England Quarterly Bulletin*, Vol 21, June 1981.
- [5] "International Lending in A Fragile World Economy"  
Paper presented at the SUERF Colloquium in vienna, April 1982.
- [6] "International Supervision in Today's Banking Environment"  
*The World of Banking*, September 1982.
- [7] "The Role of the Banking Supervisor"  
*Bank of England Quarterly Bulletin*, December 1982.
- [8] "International Lending in A Fragile World Economy : A Supervisory Perspective"  
*International Lending in Fragile World Economy*, 1983.
- [9] "International Banking Scene : A Supervisory perspective"  
*Bank of England Quarterly Bulletin*, March 1983.
- [10] "The Role of the Bank of England in U. K. Supervision"

- The World of Banking*, March-April 1984.
- [11] "The Basle Supervisor's Committee"  
*Issues in Bank Regulation*, Summer 1984.
- [12] "Overview of International Supervisory issues"  
*Issues in Bank Regulation*, Summer 1984.
- [13] "Comments about the Basle Concordat on the Supervision of  
 Bank's Foreign Establishments"  
*Aussenwirtschaft*, May 1984.
- [14] "The Adequacy of Bank's Capital and Provisioning, the Classifica-  
 tion of Loan and Suspension of Interest on No-performing Loans"  
*Bank of England, Press Notice*, 21st November 1984.
- [15] "Some current Concern of a Banking Supervisor"  
*Bank of England Quarterly Bulletin*, June 1985.
- [16] "A Supervisory Perspective of Risks in Banking"  
*The World of Banking*, November-December 1986.
- [17] "Co-operation between Regulatory Authorities"  
 OECD, *New Financial Instruments : Disclosure and Accounting*,  
 1988.
- [18] "Regulatory Perspective on Banking Innovation"  
*The World of Banking*, September-October 1988.
- [19] "A Regulatory View of the Financing of Developing Countries"  
*The World of Banking*, November-December 1988.
- [20] "Trend and Developments in Global Financial Services"  
*Issues in Bank Regulation*, Fall 1990.
- [21] "The Cooke Report" *The Banker*, May 1992.
- 4) Blunden,J., "International Co-operation in Banking Supervision" ,  
*Bank of England Quarterly Bulletin*,September,1977,p.326.
- 5) Cooke [11] p.8. Basle Committee,op. cit., p.4.
- 6) Basle Committee,op. cit., p.2.
- 7) Blunden, op. cit., p.327.
- 8) Cooke [11] p. 8. Basle Committee,op. cit., p.1.
- 9) Cooke [4] p. 240
- 10) Ibid.
- 11) Blunden, op. cit., p. 328. Cooke [4] p. 240. Johnson G., *Aspect of the International Banking Safety Net*, IMF Occasional Paper No. 17, 1983, p.
17. Pecchioli R. M., *The Internationalization of Banking*, OECD, 1983, p.  
 103. Dale R., *The Regulation of International Banking*, 1984, pp. 171-176.

- 12) Blunden, op. cit., p.326. Cooke [12] p. 4. コンタクト・グループの正式の名称は、The Contact Group of EEC Supervisory Authorities である。これについての解説は、Schneider M., "The Contact Group of EEC Supervisory Authorities" , *Issues in Bank Regulation*, Summer 1984, pp .15-18. に詳しい。
- 13) Cooke [12] pp. 4-6.
- 14) 原文は、Basle Committee on Banking Regulation and Supervisory Practices, "Supervision of Bank's Foreign Establishments" (September 1975). なお、Williams R., *International Capital Market:Recent Developments and Short-Term Prospects*, IMF Occasional Paper No.7, 1981. に、全文が転載されている。原文の parent authorities は「本国当局」あるいは「母国当局」とも訳されるが、具体的なイメージを明確にするため、「親銀行監督当局」と訳した。同様に host authorities は、「受け入れ当局」ではなく、「現地監督当局」と訳した。parent supervisors は「親銀行監督者」である。foreign establishments は、日本では「海外拠点」とも訳されるが、陸続きの国境の場合も考え、「在外拠点」と訳した。supervisory gaps は「監督上の透き間」と訳した。
- 15) Cooke [12] pp. 4-5. なお、銀行監督者の国際コンフェレンス(世界銀行監督者会議、ICBS)は、これ以降も、ほぼ2～3年ごとに開催されており、1992年10月のカンヌでの会合で、計7回を数えている。金融監督者の国際グループについては、1981年にラテンアメリカ・カリビアン監督者コミッション、1983年にカリビアン監督者グループの結成、最近では、湾岸諸国から東南アジアにかけての国で、国際グループの結成があると言う。Basle Committee, op. cit., p. 5. 銀行監督者のオフショア・グループについては、Powell G., "Offshore Group of Banking Supervisors" , *Issues in Bank Regulation*, Summer 1984, pp. 11-15. ラテンアメリカ・カリビアン・コミッションについては Rivera F., "Cooperation of Bank Supervisory Agencies in Latin America and the Caribbean" , *Issues in Bank Regulation*, Summer 1984, pp. 19-22.
- 16) 連結方法による銀行監督の実施状況を、18ヶ国について行ったOECDの調査は、Pecchioli R.M., *The Internationalization of Banking*, OECD, 1983, p. 105. その後、OECDは23ヶ国の調査を行っている。Pecchioli R. M., *Prudential Supervision in Banking*, OECD, 1987, p. 30. 1987年調査結果では、方法上の格差が大きいとはいえたほどの国が実施している。
- 17) 米国の先進的な経験の影響を示唆するのは、Johnson G., op. cit., p. 16.
- 18) ECの貢献を評価するのは、Cooke [4] p. 241.
- 19) Cooke [4] p. 241. Johnson G., op. cit., pp. 14-17. 詳細な検討は、Pecchioli R. M., *The Internationalization of Banking*, OECD, 1983, pp. 103-104.
- 20) イタリア当局は、そのルクセンブルク現地法人に対する預金者保護などの責任を、それが銀行でないこと、完全所有でないこと、管轄下にないこと、などの理由で拒

- 否。他方、ルクセンブルク当局も、それを銀行として認可していないこと、親銀行が保証すべきこと、等の理由から責任を拒否したのである。詳しくは、Dale R., *The Regulation of International Banking*, 1984, pp. 161-163. Dale R. "Basle Concordat:Lessons from Ambrosiano" , *The Banker*, September 1983. なお、今回コンコルダートに盛り込まれた措置を、Dale は「二重鍵方式」と表現している。多国籍金融コングロマリットの監督のあり方については、現在も、バーゼル銀行監督委員会の下部委員会で検討中である。
- 21) 1974年のイスラエル・ブリティッシュ銀行の破産以降、イギリス銀行は、ロンドン所在の現地法人とジョイント・ベンチャーの親銀行に、コンフォート・レター (comfort letter) の提出を求めた。親銀行の道徳的責任を確約させるためである。道徳的責任とは、「法律上の限定責任という狭い制限を越えて出資会社を支援する責任、とりわけ銀行預金者を保護する責任」と定義されている。Johnson G., op. cit., p. 22.
- 22) 原文は、Basle Committee on Banking Regulation and Supervisory Practices, "Principles for the Supervision of Bank's Foreign Establishments" (May 1983). なお、Williams R. and Others., *International Capital Market : Developments and Prospects*, IMF Occasional Paper No. 23, 1983. そして *Issues in Bank Regulation*, Summer 1984, さらに Dale R., *The Regulation of International Banking*, 1984, に全文が転載されている。
- 23) Cooke [4] p. 243.
- 24) Pecchioli R. M., *The Internationalization of Banking*, OECD, 1983, pp. 98-99.
- 25) バーゼル銀行監督委員会は、1981年から、*Annual Report, Report on International Developments in Banking Supervision*, を作成している。国際的な銀行監督の進展がどのように総括されているのか、大いに興味がある。しかし、残念なことに、配布は監督当局に限られ、一般に入手できない。
- 26) 原文は、Basle Committee on Banking Regulation and Supervisory Practices, "Information Flows between Banking Supervisory Authorities. (Supplement to the "Basle Concordat" of May 1983.)" (April 1990). なお、*The World of Banking*, May-June 1990, に全文（表題は、Ensuring Adequate Information Flows between Bank Supervisors, に変更）が転載されている。